

新潟地方裁判所委員会（第26回）議事概要

- 1 日時 平成25年7月26日（金）午後2時から午後4時まで
- 2 場所 新潟地方裁判所所長室
- 3 出席委員
青柳 勤，石崎誠也，伊津良治，大竹優子，大西秀明，唐沢俊郎，近藤伸一，佐藤昌弘，竹内哲郎，仁田良行，服部誠司，平石広佳，藤井俊郎（五十音順・敬称略）
- 4 ゲストスピーカー
女性福祉相談所相談員
- 5 全体概要
 - (1) 新委員からの自己紹介
 - (2) 意見交換
 - ア 配偶者暴力に関する保護命令について
 - イ 利用しやすい裁判所施設について
- 6 意見交換の概要
 - (1) 配偶者暴力に関する保護命令について
意見交換に先立ち，以下の説明がなされた。
 - ア 保護命令手続の概要について（民事首席書記官）
 - イ 女性福祉相談所の現況について（女性福祉相談所相談員）
主な意見等は，以下のとおり

【裁判所委員】

 - ・ 保護命令は，違反した場合は刑罰という形でしか強制力がないので，DVセンターあるいは警察の方の協力を得て実効性を確保している。
 - ・ 保護命令は，暴力又は脅迫があったのか，あるいは，今後暴力を受けるおそれがあるのかどうかといった法律上の要件が認定されて初めて発令される。夫に戻ってきてほしくないという理由で退去命令を申し立てたり，子供に対する暴力だけを防止したいとの趣旨で接近禁止を申し立てるなど，申立ての趣旨を誤解している人もおり，このような場合には認められないことになる。
 - ・ 一般的には，時間の経過とともに暴力等のおそれが低くなると考えられるため，将来にわたり永久的に接近禁止を発令し続けることは難しい。

【学識経験者委員】

 - ・ 一時保護所退所理由にある「民間団体」とはどのようなものか。

【ゲストスピーカー】

 - ・ 県内の支援団体などである。DV被害者を支援しているため，施設については公開されていない。

【弁護士委員】

 - ・ 保護命令の6か月という期間はあっという間に過ぎてしまう。私が担当した事件では，調停申立てから調停不調を経て最終的に離婚訴訟の判決を取得するまでの

間に、合計3回保護命令を申し立て、いずれも認められたことから、合計18か月間の接近禁止を認めてもらった。ところが、依頼者本人がある警察関係者に相談した際には、保護命令は1回か、せいぜい2回までが限界だと言われたようで、3度目が認められるかどうかについて本人はかなり危機感を持っていた。先ほどの裁判所委員の話では、回数については制限はなく、必要性があれば認められるという印象を受けたが、それでよいか。

【裁判所委員】

- ・ 法律上の回数制限はなく、今後暴力を受けるおそれがあるかどうかの判断なので、接近禁止については、離婚訴訟係属中で今後も近づいてくるおそれがあるというような事情があれば認められることもある。なお、退去命令については厳しい要件がある。

【委員長】

- ・ 相談機関等で2回までしか認められないといった説明をしているとすれば、正確ではないので、今後説明の仕方を工夫していただく必要があると思われる。

【ゲストスピーカー】

- ・ おそらくこれまでは当所も警察と同じとらえ方をしていたと思う。

【学識経験者委員】

- ・ 離婚を急ぐという話が出ていたが、離婚すると暴力を受ける心配は遠のくのか。

【ゲストスピーカー】

- ・ 心配がないとは言えないが、だいたい夫から離れた遠くに行くことが多いので、簡単には探せないと思う。婚姻関係が続いている場合、住民票の閲覧制限という制度はあるものの、離婚訴訟などで付いた夫側の弁護士が住民票をたどることができるというような噂があったり、離婚してしまったほうが福祉の手当てが受けられるなど経済的なメリットが大きく、戸籍が別だと役所関係の手続も簡単なので、安心というよりは、新しい生活のためには離婚を急ぎたいというほうが正確だと思う。

【弁護士委員】

- ・ 私が依頼者から受けた印象は、夫婦だと多少のことは許されると考えている方が多いように思う。夫婦間だと警察も家庭内の問題について関与を控える傾向があるように思われることもある。戸籍上他人であれば警察も動きやすいと思うし、だから早く離婚して戸籍上他人になりたいということだと理解していた。

(2) 利用しやすい裁判所施設について

始めに、事務局（会計課長）から、これまでの検討状況について説明がなされ、その後、設置予定場所で総合案内板案（実物大）を各委員にご覧頂いた上で、意見交換がされた。

主な意見等は、以下のとおり

【委員長】

- ・ 総合案内板の俯瞰図のうち、1号館には主要な部屋を表示する番号や部屋名が表

示されているが、2号館にはその表示がない。不親切ではないか。

【学識経験者委員】

- ・ 全体のコンセプトとして案内機能の分化をしたということであるが、表示できるのであれば2号館についても表示したほうが親切だと思う。
- ・ 部屋の表示の冒頭に付いている丸数字の番号が飛んでいる。階層毎に番号順に付した方が分かりやすいと思うが、どのような基準で付けられたのか。

【事務局】

- ・ 増築や部屋の入れ替えが相当数行われた事情によるものである。分かりやすく言うと、例えば、最初の段階で1階には1番から5番、2階には6番から10番の番号を付し、その後に1階に新たに部屋を作ったとすると、既に番号が10番まで付いているので、11番を付けることになり、番号が飛んでしまうといったことが原因である。
- ・ 番号を入れ替えようとした場合、一番問題となるのは事件関係室である。法廷や調停室の番号をふり直そうとした場合、タイミングを十分調整して一気にやらないと、呼出状に書かれている番号と実際に庁舎に表示されている部屋の番号が違ってしまふという問題が生じてしまふ。

【学識経験者委員】

- ・ 丸数字は呼出状などにも付いているのか。

【事務局】

- ・ 実際に丸数字を使った呼出状もある。

【検察官委員】

- ・ 案内の人は常駐しているのか。案内の人に聞いた方が早いし分かりやすい。

【事務局】

- ・ ほかの仕事もしている関係で、常駐はしていない。

【委員長】

- ・ 裁判員等選任手続の際などには、職員が立って案内している。

【学識経験者委員】

- ・ 総合案内にはキャスターが付いているが、可動式にした理由は何か。

【事務局】

- ・ 建築関係の制約があり、玄関を入った正面の位置に固定した案内板を設置することができないので、基準をクリアするために可動式としたものであり、正面に設置した後に場所を動かして利用することは考えていない。

【学識経験者委員】

- ・ 今ある案内板は撤去するということか。

【事務局】

- ・ 新たに正面に設置した際は、正面玄関フロア右側壁面に設置されている案内板は撤去する予定である。

【委員長】

- ・ ある駅を利用していた際に、路線案内の表示が途切れていたことがあった。総合案内で目的地のあるフロアまで行くきっかけを与え、そのフロアまで行ったら別の案内で目的地にたどり着けるよう案内機能の分化を図ったということだが、表示が途切れることがないように、きちんと目的の場所に行けるように表示はされているのか。

【事務局】

- ・ 一部修正が必要と思われる箇所はあるが、各フロア毎に当該階の平面図は設置されている。

【委員長】

- ・ 本日いただいた意見は参考にさせていただき、総合案内板については早急に予算措置を講じて設置することとしたい。

7 次回期日

平成25年12月（具体的な開催期日については日程調整の上決定予定）